

酬恩庵本狂雲集は初稿本か

中 本 環

はじめに

現存狂雲集の諸本には、酬恩庵藏本・真珠庵藏本・沖森直三郎氏藏本（文明四年奥書）・蓬左文庫藏本（文亀三年奥書）・内閣文庫藏本・成符堂文庫藏本（未見）・東北大学藏本・寛永十九年板本（群書類従本）などがあるが、これら諸本は、その含む作品の数もすべて異なり、それぞれの諸本は、いわば増補、削減した形で存在している。これら諸本の中で、最も古い形を伝えるもの、つまり、初稿本とおぼしきものはどれであろうか。この点について以下考察してゆきたい。

一

狂雲集の存在時期を最も古くまでたどり得る記録は、「自戒集」において見出しうるようである。一休に「自戒集」なるものの存在したことは、一休の嗣法、没倫紹等の手になる「東海一休和尚年譜」（註1）に、

康正元年（一四五五）乙亥、師六十二歳、正月、泉南調偈、伝達
於師、々次其韻者二百餘首、編作一卷、題曰自戒……

とあることによつて明らかである。現在、「自戒集」は酬恩庵に伝わっている一本をのぞいて、他には見出されていない。ところで、この現存「自戒集」は、「年譜」に記された「自戒集」そのものではなく、後に、「二百餘首」から百二十三首を抜すいし、更に、その前後に筆を加えたものであると思われる。現存「自戒集」の成立に關しては、影印本「自戒集」の解説（鈴木大拙）に次の如く記している。

「現存の『自戒集』は三部から出来上つて居る。第一部は『寛正二年云々』で始められ、大燈国師の頂相を本寺へ返した意趣を述べて、最後に『ただの念仏宗純阿弥也』と結んだものと、『要兄力伝并ニ孤ノ託語』と題したものと、『養叟力癡病ノ記』と云ふもの——是等三篇から成る。第二部は『自戒集』の序文と集自体である。尙序文の次に数行の付加がある。さうして更に明恵上人の詠歌が書かれてある。第三部は無住榜本韻に対する和韻百二十有餘の後にある『一休下ノ僧ト養叟下ノ僧ト癡病ニツイテノ問答』、『養叟力癡病記』、『作法華宗意趣』、及び無題の一文の四篇から成る。最後に

又教行の附加文があるが、これは仮りにさきの『無題』に辯しておく。第二部即ち『自戒集』の主題が先づ出来上りて、それを一休自身か、或はその弟子の誰か（この方が確かではないかと想像せられる）が浄書した。それに今度は一休の自筆で前後何回かにわたりて第一部と第三部が添加せられた。……かくの如くにして、現存の『自戒集』は一時に出来上ったものではないかと推定してよきである。」この推定は、一応、正しいものと認められるが、こゝで問題となるのは、この現存『自戒集』が、いつ頃成立したか、或いは、「寛正二年（一四六一）六月十六日大燈国師ノ頂相ヲカヘシテ念仏宗トナル其ノ頌（註？）雲狂集ニアリ」という一節を含む現存『自戒集』冒頭的一篇が、いつ頃記されたかという点である。この点を明らかにする事によって、狂雲集が、いつ頃から存在していたかを知りうるためである。

さて、現存『自戒集』の冒頭的一篇は、その末尾に、「寛正二年六月十六日」の識語があるが、寛正二年六月十六日に記されたものではないことは、最初に「寛正二年六月十六日大燈国師ノ頂相ヲカヘシテ念仏宗トナ」った「頌」が、「狂雲集ニアリ」といつている点から明らかである。このように、一篇の最初に「寛正二年六月十六日大燈国師ノ頂相ヲカヘシテ念仏宗トナル其ノ頌狂雲集ニアリ」と記しながら、その末尾には、「寛正二年六月十六日」という、矛盾した日づけが付されているのは、この冒頭的一篇が、現存『自戒集』の最後に記載されている一篇に、「寛正二年六月十六日大燈国師ノ……」という寛正二年以後の記事を加えつつ、しかも、寛正二年六月十六日当時のいわば宣言として、再び書きなおしたものであるためだろうと考えられる。

冒頭的一篇と最後の一篇とは、その内容がほとんど同じであり、

異っているのは、冒頭的一篇に、「寛正二年六月十六日大燈国師ノ……」とある部分に加わっていること、及び、一休の署名の内容が、両者で少しちがっていること、である。今、冒頭的一篇と最後の一篇の、異っている部分を中心に対照すると、次の如くである。

冒頭的一篇

最後の一篇

寛正二年六月十六日大燈国師ノ頂相ヲ本寺ヘカエシテ念仏宗トナル其ノ頌狂雲集ニアリソノ意趣ハ我門第ニ我カ印可ト云テ年来久參タテヲシテ一休ノ後ハ我ニ仏法ヲ問ヘト会裡ノ人々ニ申アエリコレカ大欲心大我慢大胆虚言ナル事ヲヨソ世界ニモカクレナキスクレ者ナリ長祿四年六月十一日ニコノヌス人ヲ衆僧ニ命メ擯出セシム總メ僧俗ヲノソム者アリ又印可トナル者モアマタアリ昔洞明峯和尚俗人ヲ印可アリソノ俗明峯ノ身後ニ知識ヲタテ化ヲサカンニス其ノ児孫今ニアリ（下と同文につき中略）起請文ヲ以テ申ス華叟和尚ハ言外和尚ノ印可ナシ宗純又華叟ヨリノ印可ナシモシコノコト虚言ナラハ諸仏列祖ノ御罰アタリテ眉鬚墮落ノホウヲウクヘキ也当々申ス華叟

曹洞明峯和尚俗人ヲ印可アリ其俗明峯身後ニ知識ヲタテ化ヲサカンニス其児孫今ニアリ（上と同文につき中略）起請文ヲ以テ衆中エ申我レ華叟和尚ヨリノ印可ナシアト云ハ虚説ナリ人ヲ印可シタル事モ僧俗ニ一人ナシ此コトモシ虚言ナラハ諸仏列祖ノ御罰タチマチニアタリテ眉鬚墮

和尚言外ヨリノ印可ノ状ハ御入滅一落ノホウヲウクヘキ者也

ノ時江源院ニテ山崩テウセトモ承及又純藏主ハ華叟ノ印可ナキハ一定也

寛正二年六月十六日

前徳禪塔主虚堂七世孫むかしは純一休いまは禪僧法華宗たたの念仏宗純阿弥也

落ノホウヲウクヘキ者也

寛正二年六月十六日

禪僧法華宗たたの純阿弥

こゝにみられるように、冒頭的一篇と、最後の一篇とは、その内容がほとんど同じであり、冒頭的一篇は、最後の一篇を、みだりに印可を名乗る者への戒しめを更に強める必要からか、寛正二年より後、寛正二年のいわば宣言として、再び書きなおしたものと思われるのである。では、最後の一篇はその識語どおり寛正二年に記されたとして、この冒頭的一篇は、寛正二年以後のいつ頃成立したのであるうか。この点に關しては、「前徳禪塔主……」という一休の署名がいつ記されたか、つまり、一休が「前徳禪塔主」であったのはいつ頃か、という点を明らかにすればよいであろう。徳禪塔主のこゝについては、「年譜」の長祿三年（一四五九）の条に、「春初鎮住徳禪之語疏、仍表祝蒙之義、入而礼祖塔者三、挿香大展了」と記されているのであるが、いつ頃「前徳禪塔主」となったかは、「年譜」ではわからない。

ところで、画賛における一休の署名の中に、前徳禪という表記を一例見出すことができる。墨溪筆の達磨図（真珠庵藏）の一休賛に

、寛正六年季春日

前徳禪大燈五世孫純一休拜賛（印）

とみえる。これによれば、寛正六年（一四六五）には前徳禪であったわけであるが、応仁二年（一四六八）には、前徳禪という表記はしなくなっていたようである。

一休像（真珠庵藏）には、

応仁二年閏十月日天沢七世東海純一休（印）

と見え、応仁二年から、二年及び三年後の文明二年（一四七〇）、文明三年の日づけのある墨蹟には、それぞれ、「天沢七世東海純一休」天沢七世東海一休」と記している。応仁から文明初年にかけての、一休の署名の例は、今のところ、この外には見当たらない。さて、このように、応仁二年から文明初年にかけては、天沢七世東海（純）一休という表記に固定しているようであり、前徳禪と表記される可能性のあるのは、寛正六年の二年後、応仁元年（一四六七）以前ということになるであろう。従って、「前徳禪塔主虚堂七世孫むかしは純一休……」という冒頭的一篇の一休の署名は、応仁元年以前に、つまりは、冒頭的一篇の中にみえる「狂雲集」は、応仁元年以前に存在した、ということになる。

なお、「……禪僧法華宗たたの念仏宗純阿弥也」という、法華宗とか念仏宗への転向の事実は、「年譜」や種々の文書に全くうかがえぬところである。「念仏宗純阿弥」等の署名は、一休の驢尾に付し、「久參タテヲシテ一休ノ後ハ我ニ仏法ヲ問ヘ」という「大欲心大我慢大胆虚言」なる門弟を、截断、排斥するための、いわば方便的な表記、一休自身をカムフラージュした表記と考えられる。転向の事実は、今のところ全くうかがえない。従って、「念仏宗純阿弥」

等の表記は、方便的、一時的なものと考えられ、この点からの年代推定は出来ないようである。

さて、こゝで、目を転じて、現存「自戒集」の表紙に注目したい。こゝには「贈體常住」と記されている。「贈體」が、贈體庵を示すであろうことは、「酬恩庵常住」という表記が、伝蛇足筆苦行釈迦像（真珠庵藏）の一体の贊の中に見えることによって明らかである。ところで、この贈體庵は、応仁元年兵火にかかり、その後、延徳三年（一四九一）に真珠庵として再興されるまで、存在した形跡は見当らない。「年譜」にも、応仁元年以後に、贈體あるいは贈體庵という記事は見出し得ない。応仁元年以前には、度々見出し得る。今、それらを列挙すると、次の如くである。

享徳元年（一四五二）

師五十九歳、齋贈體庵、々在亮扇庵南、……

長祿三年（一四五九）

……酬恩塔主夜夢贈體和尙得々来、……塔主曰、夢乃贈體和尙、而覺則虛堂翁、堂共和尙前身乎、……

寛正四年（一四六三）

……臘尾歸贈體庵、……

応仁元年（一四六七）

……八月、師出贈體庵、徙東麓之虎丘、是時都下大乱、贈體亦煖乎兵火、……

こゝに、「遷」（うつり住むの意）「贈體和尙」（一休を意味する）「歸」等とある点は、享徳元年から、応仁元年贈體庵が兵火にかゝるまでの約十五年間は、一休が、贈體庵を中心に行動していたことを示すと考えられるが、少くも、応仁元年以後、「年譜」等に

贈體あるいは贈體庵という記事も見えず、かつ又、贈體庵の再建された形跡もつかげぬ点から考えて、「贈體常住」という表記は、現存「自戒集」が、応仁元年以前の成立であることを示すと思われるのである。もし、この推定が正しいとすれば、「狂雲集」は、先の考察と同じく、応仁元年以前に存在していたこととなるであろう。ところで、応仁元年から五年後の文明四年（一四七二）には、确实に、狂雲集は存在していたようである。沖森直三郎氏所藏の狂雲集に

文明四年十二月十一日

天沢七世東海狂雲老衲純一休

の奥書が見られるのである。この沖森本の狂雲集は、卷子本であるが、もとは冊子本であった形跡があり、文明四年の奥書は、少くも、この卷子本成立以前のものに——おそらくは、冊子本に付されていたものと考えられる。この沖森本の巻末の十八首は、それ以前の作品とは全く筆が異なり、しかも、これら十八首の最初の作品と、それ以前の作品の最後のものとの間には、紙面の隔たりがあり、連続したものと認められず、更に、この十八首の中には、その詞書によって、明らかに文明六年、文明十年と判明する作品が含まれているのである。従つて、これら別筆の十八首は、奥書の文明四年以後に加筆されたものであり、奥書は、この十八首を除いた、おそらくは、冊子本の狂雲集に付されていたものと考えられる。卷子本とされる時に、奥書の前に、別筆の十八首が加えられたものであろう。なお、この沖森本には、詳しく接する機会を得ていないが、その作品数は、巻末の別筆の十八首を除いても、五百首を下ることはないと思わる。文明四年の奥書を持つ狂雲集が、他の諸本と

ほと同数の作品を有し、極めて整った体裁をみせてゐる点は、注目される。

二

さて、以上の如く、狂雲集は、文明四年には存在し、そして、応仁元年頃にも既に存在していたと考えられるのであるが、それは、現存の諸本において、その成立時期が、応仁の頃までさかのぼり得るものはあるであろうか。以下、この点についてながめたい。まず、前述の、一休の嗣法、没等紹等の手になる「年譜」の記述や、面贊の識語等によって、狂雲集の製作年次の判明する作品をみてゆきたい。いま、作品の製作年次判定の手順の一例を示すと、次の如くである。

宝徳三年

……師補文欠、以一偈題状未日、挑起大燈輝一天、戀興競誓法堂前……(年譜)

題大燈国師行状未

2 挑起大燈輝一天 戀興競誓法堂前

風歿水宿無人記 第五橋辺二十年(狂雲集)

これによって、この作品を宝徳三年作とする。

題如意庵校割末

78 将常住物置庵中 木杓尔籠掛壁東

我無如此閑家具 江海多年袋笠風(狂雲集)

永享十二年

……徒門老請師入住如意庵、……一偈題校割末、以貼庵壁……(年譜)

これによって、作品78を永享十二年の作とする。

贊達磨大師 半身

191 東土西天徒弄神 半身形像現全身

少林冷坐成何事 香至王宮惠帳茵(狂雲集)

東土西天徒弄神 半身形像現全身

……以下略……

寛正六年季春日

前徳禪大燈五世孫純一休拜贊(兩贊)

これによって、作品191を寛正六年の作とする。

以上の如き手順をへて、作品の製作年次の判明するものを、諸本を通してながめると、次のとおりとなる。(なお、沖森本は詳察の機会は得ていないので、ここには記さない。各欄の数字は、その欄の本における作品番号である。)

| 製作年次 | 群書類從 | 寛永板本 | 酬恩庵 | 真珠庵 | 蓬左文庫 | 内閣文庫 | 東北大学 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 宝徳三 1454 | 2 | 2 | 2 | 8 | 1 | 2 | 8 |
| 永亨八 1436 | 36・37 | 36・37 | 42・43 | 42・43 | 42・43 | 36・37 | 42・43 |
| 永亨四 1432 | 67 | 67 | 73 | 73 | 73 | 67 | 73 |
| 永享十二 1440 | 78 | 78 | 84 | 84 | 84 | 78 | 84 |
| 永享十二 1440 | 79 | 79 | 85 | 85 | 85 | 79 | 85 |
| 文安四 1447 | 94~102 | 94~102 | 94~102 | 100~108 | 100~108 | 94~102 | 100~108 |
| 享徳元 1452 | 114・115 | 114・115 | 114・115 | 120・121 | 120・121 | 114・115 | 120・121 |
| 享徳二 1453 | 117 | 117 | 117 | 123 | 123 | 117 | 123 |
| 康正二 1456 | 139 | 139 | 137 | 143 | 143 | 137 | 143 |
| 寛正二 1461 | 157 | 157 | 186 | 164 | 164 | 156 | 162 |
| 寛正六 1465 | 191 | 191 | 187 | 196 | 217 | 190 | 196 |
| 長祿四 1460 | 197 | 197 | 191 | 203 | 171 | 197 | 203 |
| 応永十六 1409 | 201・202 | 201・202 | 197・198 | 207・208 | 175・176 | 201・202 | 207・208 |
| 寛正二 1461 | 221・222 | 221・222 | 217・218 | 227・228 | 227・228 | 221・222 | 227・228 |
| 文明六 1474 | 229 | 229 | × | × | × | × | 538 |
| 文明六 1474 | 230 | 230 | × | × | × | × | × |
| 文明十 1478 | 231 | 231 | × | × | × | × | × |
| 寛正五 1464 | 246・247 | 246・247 | × | 232・233 | 232・233 | 237・238 | × |
| 応仁二 1468 | 441・442 | 441・442 | × | 442・423 | 426・427 | 431・432 | 412・413 |
| 応永卅一 1424 | 473 | 473 | × | 454 | 459 | 463 | 446 |
| 寛正二 1461 | 495~497 | 495~497 | × | 474~476 | 478~480 | 483~485 | 466~468 |
| 文明二 1470 | 557 | 557 | × | 540 | × | 548 | 530 |
| 文明三 1471 | 558 | 558 | × | 541 | × | 549 | 532 |
| 永亨七 1435 | × | × | × | 550 | × | × | × |
| 文明十三 1481 | × | × | × | 552 | × | × | × |
| 文明八 1476 | × | × | × | 574 | × | × | 548 |
| 文明八 1476 | × | × | × | × | × | × | 549 |

この表によって明らかな如く、酬恩庵本においては、寛正六年の作品が、最も製作年次の新しいものであることがわかる。

蓬左文庫本には、文明年間の作品が見えず、注目されるが、応仁二年の作品を含んでいる。真珠庵本・内閣文庫本・東北大学本は、それぞれ文明年間の作品を持っており、従って文明年間以後の成立ということになる。もっとも、このうち、真珠庵本は、巻末において、何筆かの加筆があり、現在の形が、一時に成り立ったとは考えられない節がある。しかし、応仁二年の作品が、集の中ばにあり、いわば、その第一次の成立も、応仁二年をさかのぼることはないと考えうる。

群書類従本で *kyōka* にあたる作品を、応仁二年の作品と判断した手順を示しておく、次のとおりである。

霊山徹翁和尙百年忌 三首

441 僧蓮酬恩妙勝薪 霊山昔日涅槃辰

……以下略……

又

442 ……本文略……(狂雲集)

応仁二年

……霊山和尙一百年之遠忌也……(年譜)

蓬左文庫本・内閣文庫本・東北大学本は、それぞれ一筆によって記されている。ところで、文明四年奥書の沖森本は、先述のとおり、巻末の別筆の十八首は文明四年以後に加えられたものと考られが、この十八首をのぞくと、沖森本における最も新しい作品は、557の

文明二年の作品となるようである。

さて、このようにみてみると、応仁元年以後の作品を含まぬものは、酬恩庵本のみであり、従って、先に考察した、応仁元年以前に存在していた狂雲集の可能性を有するものとしては、酬恩庵本のみが考えられるわけである。

次に、諸本の作品数をみると、寛永板本・群書類従本五百六十首(沖森本も、これとは同じか)。真珠庵本五百七十五首、蓬左文庫本五百三十三首、内閣文庫五百五十二首、東北大学本五百四十九首、そして、酬恩庵本二百七十一首であり、酬恩庵本が、他の約半数である。

この点は、酬恩庵本の成立が早いからという見方と、抄出本であるからという見方ができる。ところで、抄出本であるとすれば、酬恩庵本の作品は、他の諸本に対照して、飛び飛びの配列順序になっていると思われるが、そうした点はみられない。酬恩庵本は、群書類従本の、冒頭の六首と上巻末の十四首 (287-299) (沖森本における別筆十八首のうちの十四首) が欠けているが、他は、群書類従本の三百十三番の作品(酬恩庵本では二百七十一番)まで、ほぼその配列順序を同じくしている。このように、酬恩庵本の二百七十一首が、他の諸本の前半にあたる部分に、それもかたまっている点は、抄出本ではないことを示すかと考えうる。この点は、酬恩庵本にも含まれる道号の部分を見ると、たしかめうるようである。道号の部を持つものは、蓬左文庫本・内閣文庫本・東北大学本の三本があるが、これらの三本における道号の数は、蓬左文庫本五十首、内閣文庫本四十九首、東北大学本四十九首であり、酬恩庵本の四十七首と、ほぼその数を同じくする。もし、酬恩庵本が抄出本であるな

ら、道号も亦、他の諸本の約半数程度である筈である。道号の部分は、抄出ではなく、いわゆる狂雲集の方は抄出されている、という見方はできにくいと思われる。この点から考えると、酬恩庵本は、抄出本ではないと考へうる。抄出本でないとなれば、他の諸本の約半数という、酬恩庵本の作品数は、少くも、五百首以上を有する他の諸本の成立以前の姿をのこしていると思ふであらう。

次に、いわゆる狂雲集の部分と、道号の部分との関係をみてみよう。

江戸初期の写しと考へられる内閣文庫本は、上下(乾坤)二冊であるが、上巻は「狂雲集」、下巻は「号」と「狂雲詩集」に分かれ、三部立てになっている。道号の部が完全に独立しているわけである。東北大学本も、いわゆる狂雲集の部分と道号の部分とが、その間に紙面の隔たりを持ち、道号の部は独立している。一方、蓬左文庫本及び酬恩庵本は、共に、いわゆる狂雲集の部分と道号の部分とが、紙面の隔たりもなく、連続して記され、その独立性は希薄であるといえる。酬恩庵本においては、いわゆる狂雲集の部分がおわつて(二百七十一番)、道号が始まる(二百七十二番)間に、作品の本文より墨すく、「號」と記されているだけであり、いわゆる狂雲集の作品と、道号の最初の作品とは、全く連続して記されているのである。蓬左文庫本においては、いわゆる狂雲集の部分と道号との間には、紙面の隔たりはなく、連続しているが、両者の間に「號」と、本文の文字よりやゝ大きく記されている。そして、その下に、「道号或本在也」と注記されている。このようにみてくると、道号の独立性の最も希薄なものは、酬恩庵本であると思われるが、この点は、酬恩庵本が、蓬左文庫本等より古い形をとどめてい

る、と考へるのが順当ではなからうか。いわば雑然と集められたものが、やがて、道号と詩と、というふうになり、整理され、一つの部としてまとめられる、という経過が、まず順当と思われるからである。なお、蓬左文庫本は、一休の没後二十年の文龜三年(一五〇一)の写しであることが、その奥書によって知られる。

次に、文明四年の奥書のある沖森本の冒頭部分に注目したい。沖森本は、酬恩庵本の最初の作品「育王住院世皆乖、……」の前に、更に六首の作品が位置しているのであるが、この六首には訓点が付されていない、ところで、沖森本では、第七番目の作品(酬恩庵本では最初の作品)からは、約二百番目の作品あたりまで、訓点が付されている。冒頭の六首のみに(前半部では)訓点がないのである。この六首は、第七番目から訓点が付されているのに対して、特異な存在のし方をしていふと言わねばならない。これは、冒頭の六首が、何らかの事情で、付加されたことを示すのではなからうか。現在の形が、はじめからの形であるとするならば、そして又、冒頭の六首が、第七番目からの作品と等質のものとなれば、この六首にも、訓点が付されてあつてしかるべきであらう。この六首には又、その作品の上に○印が施されているが、第七番目から、約二百首程までは、○印が付されていないのである。この○印は、いつ頃付されたものかわからないが、この○印も、最初の六首が、特異な存在であることを示していると思われる。さて、今、この沖森本の冒頭の六首を除くと、訓点のある第七番目の「育王住院世皆乖、……」の作品が、最初に位置することとなつて、酬恩庵本と同じ形となる。酬恩庵本の作品には、すべて訓点が付されている事を考慮に入れば、この点を考へると、もともと「育王住院……」の作品で始

まっていた形に、例の六首を冒頭に加えた、その形が、沖森本の冒頭の姿と考えられないであろうか。もし、「首玉住院……」の作品が、もともと、最初に位置していたとすれば、かゝる形の古写本は、酬恩庵本しかなく、従って、酬恩庵本は文明四年の沖森本よりも古い形を持っていると言えるかと思われる。

おわりに

以上、諸本の作品の製作年次や、作品の数、道号の部といわゆる狂雲集との関係、沖森本と酬恩庵本の冒頭部の比較から、酬恩庵本が、諸本のうちで、最も古い形を伝えるものであろうことをみた。そして一方、狂雲集が応仁元年以前に存在したであろうということを見た。

この二点から、あるいは、応仁元年以前に存在した狂雲集と、酬恩庵本狂雲集とが結びつくかとも考えられる。しかし、未だこのように判断することはできない。

ただ、酬恩庵本狂雲集が、記録の上から判明する最古の、応仁元年以前の狂雲集である可能性があり、しかも、現存諸本のうちで最古の形を持つらしく、なかなしく、他の諸本の約半数の作品をしか持たぬ点等々から、酬恩庵本狂雲集を、一応、初稿本とみなしておいてよいかと考える。

註1 「東海一休和尚年譜」が、没倫紹等の手になるものであること

とは、昭和三十八年九月に刊行された、村田太平氏の『人間

一休』に「一休和尚年譜の著者は一休の嗣法墨漬（ぼくさ

い）禪師であることは、真珠庵の文書で明らかになってい

る」とあることによつて、うかがえる。

註2 前年辱賜 大燈國師頂相。予 今更衣入浄土宗。 故茲奉還禮

雲老和尚、二首

離却禪門最上乘。更衣浄土一宗僧。

妄成如意靈山衆。嘆息多年礙大燈。

又

222 狂雲大徳下波旬。会裡修羅勝負噴。

古則話頭何用処。幾多辛苦數他珍。

註3 作品の上の数字は、私に付した作品番号である。なお、こと
わらぬ限り、この番号は、群書類版本における作品番号であ
る。
(広島大学大学院学生)